

材木の生産・流通と領主

Production and Distribution of Timber and Its Relationship with the Lords
NISHITA Tomohiro

西田友広

はじめに

二〇〇四（平成十六）年以降の、益田川・高津川河口部（島根県益田市）での中世の港の遺跡（沖手遺跡、中須東原・西原遺跡）の発掘成果を受け、この港と日本海流通との関係が改めて研究され、そこでの交易品として材木が注目されている^①。

そこで、本稿では、現在の島根県益田市を含む石見国西部を中心に、中世の材木の生産・流通のあり方と、そこへの領主の関わり方について考えてみたい。まず、第一章では先行研究を踏まえて、特に中世前期における材木生産のあり方を概観し、第二章では石見国に関する史料から、同地域における材木生産と流通の諸相を確認し、第三章では、第一章・第二章の内容を踏まえつつ、石見国西部の材木生産・流通への領主の関わり方を見通すこととしたい。

第一章 中世前期の材木生産

まず、前近代における材木生産の流れを確認しておこう。主に江戸時代の材木生産の流れではあるが、『明治前日本林業技術発達史 新訂版』（日本学士院日本科学史刊行会編、一九八〇年）からは、次のような工程が確認できる。

- ① 立木調査 伐採に適した立木の所在を調査する
- ② 小屋掛け 伐採作業の拠点となる小屋を建てる
- ③ 山割り それぞれの伐採作業担当範囲を決める
- ④ 山神祭 伐採作業の安全祈願
- ⑤ 伐木 立木の伐採
- ⑥ 造材 伐採した材木の製材
- ⑦ 集材 製材した材木の集積
- ⑧ 山落 集積した材木を棧手・修羅などを用いて谷川へと降ろす

- ⑨ 小谷狩 堰などを用いて谷川から川へと材木を流す
⑩ 大川狩 バラ流し・管流しともいい、材木を一本ずつ流す
⑪ 筏運材 大川狩で流した材木を筏に組んで港へと送る

では、中世前期の史料からはどのような工程が確認できるだろうか。養和二年（一一八二）と推定されている河内国目代の書状は、自身の「無常所」として「屋一字」を建てるための材木の調達を依頼する文書であるが、その中で「自山出河之行程」について「日別二帰敷、若ハ三帰敷」と尋ねている。ここで記されている「帰」がどのような単位であるのかは不明であるが、材木を山から川へと曳きだす作業の単位と考えられる⁽³⁾。

次に東大寺再建のための材木生産の様子を『東大寺造立供養記』⁽⁴⁾から確認すると、以下のような記述が見られる。

建_二輓轆_二張_一、以附_二人夫七十人_一而押_二輓轆_一、引_二大綱_一也
構_二大橋_一以通_二于谷_一
從_二柚中_一出_二大河_一。名曰_二佐波川_一矣。木津至_二于海_一七里（三十六町為_二一里_一）。水浅故、柱不_二流下_一。仍関_二河而湛_レ水也。七里之間、関_レ水之所百十八処也。新掘_二於河_一通_二于江海_一。從_二四月上旬_一至_二七月下旬_一関_レ水之間、手足爛壞、身力悉費尽畢。

柚で伐採された材木は輓轆を用い、谷に橋を架けて佐波川まで運ばれ、佐波川を利用して運搬された。運搬の拠点となった木津から海までは三六町を一里として、七里の距離があったが、水深が浅いため材木を流すことができず、一一八カ所に堰を築き、川を堰き止めて水を湛えることで運搬したという。一町は約一一〇mであることから七里は約二八km弱であり、約二町すなわち二二〇mに一カ所の堰が築かれたことにな

る。また、場所によっては新たに運河を掘り通すことも行われた。このようにして柚から海まで材木を運搬するのに約三カ月を要している。

貞応三年（一一二四）から嘉祿元年（一一二五）にかけて行われた神護寺の宝塔の造営に際しては、紀伊国有田郡で材木の調達が行われた。造営を主導した上覚房行慈（文覚の弟子）は同地域の領主である湯浅氏の一族であり、その関係史料については高橋修氏の分析がある⁽⁵⁾。貞応三年の行慈の書状には「塔材木は皆とりて、在田河のはたへ曳出候、今明、筏下沙汰し候なり」とあり、また柚夫・柚作夫、曳夫、綱折夫・筏師といった人々が動員されていることが確認できる。この書状から高橋氏は柚作夫による「切り」（伐採）、曳夫による「出し」（集材・山落）、綱折夫・筏師による「津下・筏下」（川下し）という材木生産の過程を復元している。また材木は、「津」からは船によって京都へと運ばれた⁽⁶⁾。

南北朝時代の貞和四年（一三四八）に行われた、若狭国多烏浦での天満宮造営に際しては、近隣の名田荘へと材木が発注され、筏によって搬出されている⁽⁸⁾。

また播磨国の円教寺に所蔵される『拵拾抄』という書物には、延文二年（一一五七）に落雷によって焼失した円教寺の五重塔の再建に関して、次のような記事が見える⁽⁹⁾。

延文五年^{庚子}八月廿日、裳腰ノ仮葺始_レ之。同十月五日、葺畢。心柱ノ事、本繼^{モトツキ}五丈五尺、代錢百貫文、中繼ノ柱^{ヒコ}十二尋、五十貫文、末繼ノ柱、長八丈、百六十五貫文。熊野ヨリ下_レ之。但此ノ柱ノ末^末九輪分ニ大ナル節十六七アリ。仍不_レ用之。当国引原^{ヒキハラ}ヨリ下_レ之ヲ。時二河ノ瀬ヲ関、五町・三丁下ス間、送_レル_レ数日ヲ処ニ、河山^{カウヤマ}ニ至時、夜_レ、雨降り、自ラ一夜ニ横浜^{ヨコハマ}ノ浦ニ至ル。不思議奇特也ト云々。



図1 『大山寺縁起絵巻』(東京大学史料編纂所架蔵台紙付き写真)

熊野で調達した末柱用の材木に節があったため、宍粟郡の引原で別の材木を調達し、引原川・揖保川を利用して、揖保川河口部の横浜(余子浜)まで搬送したという。この搬送にあたっては、五町・三町すなわち約五五〇m〜三三〇m間隔で川の水を堰き止めて川下しを行っていたが、河山(香山)まで下ったところで、夜中に雨が降り、一晩で河口部まで流すことができたという。巨木の川下しには、数百メートルごとに水を堰き止めることが行われる一方、大雨の場合には、一晩で河口部まで流すことができる場合もあったのである。

応永五年(一三九八)の奥書をもつ『大山寺縁起絵巻』には、巨大な材木の運搬の様子が描かれている。この絵巻のもととなった『大山寺縁起』¹⁰⁾によれば、鎌倉時代の建長三年(一二五二)に行われた鳥居の修理のために、材木を山上へと引き上げている場面である。材木の移動方向は山落とは逆であるが、柱を組み上げて板を渡し、その上を材木を移動させている。先に見た『東大寺造立供養記』の「構_二大橋_一以通_二于谷_一」という記述とともに、棧手・修羅と同様の技術が中世にも存在したことを窺わせてくれる。

これらの史料から、中世の材木生産も江戸時代と同様に、伐採↓川出し↓川下し、という流れで行われており、棧手・修羅による運搬や、堰・関を用いた川下しも行われていたことが確認できる。

第二章 匹見川・高津川流域の材木生産

本章では、石見国ではどのような形で材木の生産・流通が行われていたのか、史料に即して見てみたい。

まず、二〇一六年度から行われた国立歴史民俗博物館の共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」(研究代表者・田中大喜)によって調査・紹介された益田實氏所蔵文書の中の一通を見よう。¹¹⁾

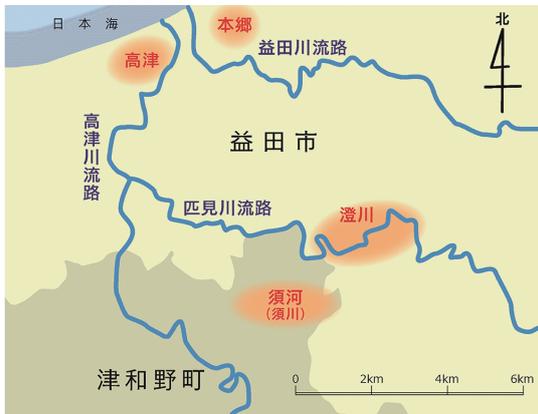


図2 益田川・高津川・匹見川流域
〔特別展 益田氏 VS. 吉見氏—石見の戦国時代〕
島根県立石見美術館, 2019年

記された年貢以下の負担の中に「田率板」が見え、長野荘では田の面積を基準に板が賦課されていたことが分かる。この板は年貢などと共に京都の荘園領主の下に運ばれたと考えられる。

石見産の材木は、荘園領主への貢納物として京都にもたらされるばかりではなく、商品

としても京都近辺へ運ばれていた。

文永八年(一二二二)に山城国南部の高神社本殿の造営が行われた際に購入された材木のなかに「石見樽」が見えている⁽¹⁴⁾。石見樽は七十寸で七百文であることから、一寸は十文である。ここからは購入材・商品材・規格材としての石見樽の姿が見て取れる⁽¹⁵⁾。同じ時に購入された「阿波檜樽」が一寸五十文前後であることから、石見樽は比較的安価な材木として流通していたと考えられる。あるいは石見樽は大樽ではなく小樽であったのかもしれない⁽¹⁶⁾。

高津川・匹見川上流域での材木生産について、さまざまな情報を伝えてくれるのが、南北朝時代に成立したと考えられる、肥前国の櫛田神社の縁起である。

散位下部某が承久三年(一二二二)に某人を某職に任命した下文であるが、文中に見える春富は名主の仮名と考えられ、内容からも名主職の補任状と考えられる。下部氏は匹見川・高津川の下流に存在した石見国長野荘の領家として知られ、さらにこの下部某の花押は、久留島典子氏によって、『益田家文書』に含まれる延応元年(一二三九)および宝治元年(一二四七)の長野荘に関連して発給された某下文の花押との類似が指摘されており、この文書も長野荘の関連文書と考えられる⁽¹³⁾。ここに

(前闕)
右人、補任彼職一畢。有_レ限御年貢已下色所当公事并田率板・在家役・津河関等、一事以上、任_二春富之例_一、無_レ懈怠可_レ令_レ致其沙汰之状、如_レ件。庄官等宜_二承知_一、不_レ可_二遺失_一。故下。
承久三年「」日
散位下部宿祿(花押)

一 正和年中造営之間靈験事
(中略)

同(正和)三年の春、梶取宗定、石見国須河の奥山において抽取事終て、同七月六日、彼河上に入るといへとも、折節旱魃して山河に水すくなき間、四十余日にくたさんすらんと歎あへる処に、余所にはふらさる大雨俄に此河はかりにふりて、同夜中に一枝ものこらすみなどへ押長せり。流れ材木ハ彼浦人取上げて半分ハ得分にする故に一枝も失ハす取上畢。

正和三年(一二三四)の春、肥前国の櫛田神社の造営のため、梶取の宗定が匹見川・高津川上流の須河(須川)で材木の調達を行った。抽取が終わって七月に材木の川下しをしようとしたところ、折からの濁水により川下しに四十日余りが見込まれる状況であった。ところが、局地的に大雨が降り、一晩で「みなと」まで流すことができたという。この「みなと」には「浦人」がいることから、高津川河口部の港であると考えら

れる。

これらのことから、鎌倉時代後期の匹見川・高津川上流域では材木の生産が行われており、材木は川下しによって高津川の河口部の港まで運ばれていたことが分かる。また、ここからは柚取材・注文材としての石見産材木の姿を見て取れる⁽¹⁷⁾。

さて、材木は高津川河口の港まで流れ着いたが、浦人が「流れ材木」は半分が得分となると主張し、材木の半分を取り上げてしまったという。漂着物が漂着地のものとなるという寄物慣行の一種であるが、得分となるのが半分であるという点に興味深い⁽¹⁸⁾。寄物はその全てが現地の関係者によって分配される例が多いが、ここでは半分は本来の所有者に返還されている。川下しの材木の集積地となる河口部の港は材木流通の拠点であり、「流れ材木」の全てを得分とすることは現地の経済に悪影響を与えることが、その背景にあった可能性を考慮することができよう。

享祿三年（一五三〇）には、現在の匹見川にあたる「澄河」流域での諸権益について、益田氏と吉見氏との間で、契約状が取り交わされているが、その中にも洪水による流木に関わる項目が含まれている⁽¹⁹⁾。そこでは、洪水による流木・寄物は「方地」＝「勝示」によって「上下共ニ」進退することとされている。「関」については「中瀬」を境として上流・下流を区別していることから、流木・寄物は「中瀬」の上流・下流を問わず、所領の境界に従って漂着地の得分としたものと考えられる。

なお匹見川流域の「澄川」地域については、天正十年（一五八二）と推定されている文書に「澄川木引くはり」という言葉が見え⁽²⁰⁾、「澄川」地域で「木引」＝木挽の「くはり」＝賦、すなわち作業範囲の配分（山割り）が行われたことを示すものと考えられる。

天正六年（一五七八）に行われた筑前国の宗像神社の遷宮では、益田での材木調達と益田藤兼による材木寄進が行われたことが指摘されている⁽²¹⁾。

以上のように、石見国西部の匹見川・高津川流域では、中世の全期間を通じて材木の生産が行われており、そうした材木は川下しにより、河口の港へと運ばれていたのである。

第三章 領主の関与

第一章・第二章では、中世の材木生産や、石見国における材木の生産・流通について概観してきた。第三章では、中世の材木生産・流通における領主の関わり方について、石見国を中心としながら見てみたい⁽²²⁾。

生産された材木の一部は年貢や公事として領主に納められた。先に見たように、石見国長野荘では田率板が徴収されていた⁽²³⁾。また、材木を年貢として納める荘園は他地域にも確認できる⁽²⁴⁾。一方、長野荘と隣接する益田荘では、益田本郷から津料・浮口が荘園領主の下へもたらされていた⁽²⁵⁾。益田川での材木の川下しについては、今のところ確認されていないが、当時は高津川・益田川の河口部は湿地帯として一体化しており、益田本郷の津料・浮口の中に、高津川上流域で生産された材木に賦課されたものが含まれていた可能性は高いと考えられる。領主は材木の生産・流通の過程に関与し、そこから収益を得ていたのである。

領主は材木の生産・流通に必要な労働力の動員・手配を行ってほしい。先に見た河内国の目代は「山出人夫」を「雇」うことができ、また有田郡で材木調達にあたった行慈の書状にも、「人夫やとひ」「下人をやとひ」といった表現が見られた⁽²⁶⁾。高橋修氏は、有田郡の事例に見える雇用は、背景に地元の領主である湯浅氏の強制力・影響力が存在するとして、これを「雇仕」と表現している。益田氏も「澄川」地域で木挽の動員・手配を行っており⁽²⁷⁾、後で詳しく触れるが、高津川河口部の港の「浦人」に対しては「所の惣領」と呼ばれる領主が影響力をもっていた。

領主は材木の運搬ルートを整備・管理も行っていた。先に見たとおり、東大寺造営のための材木の調達に際しては、水嵩を増すために「関」河

而湛_レ水」えるため、約二二〇m_レごとに一一八カ所もの堰が築かれ、ま

後平癒し畢。

た「新掘_レ於河_二通_二于江海_一」わせることも行われた。享祿三年（一五三〇）の益田氏と吉見氏との契約状には「関」の知行に関する条項も含まれている。²⁸この「関」は「中瀬」を境として上流部の「ゆの木谷」²⁹猪木谷までを吉見氏が、下流部の高津川との合流点²⁹までを益田氏が支配することとされている。この「関」が凡見川流域に複数存在したと考えられることや、東大寺造営の佐波川、播磨国の引原川・揖保川での川下しのための堰の事例を踏まえるならば、ここで言われている「関」は関銭徴収を主目的としたものではなく、川下しのための堰であったと考ええる余地がある。益田氏や吉見氏といった領主は、川下しのための堰の設置や維持・管理に関与し、そこから収益を得ていた可能性が考えられるのではないだろうか。石見国長野荘を構成する高津郷では、延応二年（一二四〇）以前から、その「郷務」の一環として「津湊」への関与のあり方が雑掌と地頭との間で相論となっていた。³⁰直接相論の対象となっているのはなんらかの権益と考えられるが、その背後には港湾の維持・管理への関与があったであろう。

材木の生産・流通に関連して発生する紛争の調停や予防も領主の役割の一つであった。先に見た肥前国の榎田神社の縁起の続きを見てみよう。

同八日、宗定行向種々問答すといへ共、半分はかりを得畢。其夜此所の惣領の下人夢想に天童一人来て云、此材木ハ聊不浄に覚る間、洗はんかために洪水を出せり。材木を抑留する条、不思議也。もし返さすハ定て後悔あるへしと云々。夢の趣を主人に語といへ共敢て承引せず。即時に重病付て殆存命しかたき躰也。此時はしめて恐て一枝ものこさす宗定に勸渡すへきよし浦人に相触て皆以返畢。雖然病なを平癒せず、既に六箇日に及間、俄に社を構て榎田を奉斎。其

材木の半分を「流れ材木」として浦人に取り上げられてしまった梶取の宗定は、さまざまに交渉したが、返してもらうことができなかった。そうしたところ「所の惣領」の下人の夢に天童が現れて材木の返還を要求し、下人は主人である「所の惣領」に夢の内容を告げた。惣領は初め返還を承諾しなかったが、重病になり、材木を全て返還するよう浦人に命じたという。惣領が初めに返還を承諾しなかったことの背景には、惣領もまた浦人と同様に「流れ材木」の「半分ハ得分」という慣行の中に生きていたためと考えられるが、一方、浦人は惣領の「一枝も残さず宗定に勸渡すべし」との返還命令に従っている。「所の惣領」が地域の慣行・秩序の担い手であると共に、浦人らはその命令に従わせる力をもっていたことを窺うことができよう。

また享祿三年（一五三〇）の益田氏と吉見氏との契約状で流木・寄物の処理方法について取り決めていたことも、領主間の交渉により、地域での紛争を防止する役割をもったと考えられる。

領主たちは材木の生産・流通にさまざまな形で関与し、その円滑化を図ると共に、そこから収益を得ていたのである。

おわりに―領主の「力」―

以上、三章にわたり、中世の材木生産・流通と領主の関わりについて概観してきた。事例の列挙に留まつてしまった感も強いが、最後に、領主がこれまでに見たような形で材木の生産・流通に関与し得た「力」の源泉についてまとめておきたい。まず、労働力の動員・手配を行っていた背景には、夫役の賦課権とそれにとまなう夫役の拒否・滞納に対する処罰権が存在したであろう。また、より一般的な犯罪の処罰・取締権（検断権）も、地域の秩序維持や紛争解決を行う「力」の源泉であったろう。

このような影響力（強制力）と共に、雇用のための財力をもっていたことが「雇仕」という動員を可能としたと考えられる。このような財力・動員力は、川下しのための堰などの施設の設置・維持管理能力に繋がり、それにとまなう収益取得権はまた、財力の源泉でもあったはずである。さらに、他の領主との交渉を行い得る地位は地域全体の秩序の維持をもたらしただであらう。

こうしたさまざまな「力」が合わさり、領主は地域社会の中での地位を占めることができたものと考えられる。

註

- (1) 益田市・益田市教育委員会編『記録集 シンポジウム「中世山陰の流通と国際関係を考える」』（二〇一五年）・中司健一「文献からみた中世石見の湊と流通」〔中世都市研究会編『日本海交易と都市』山川出版社、二〇一六年〕・西田友広「中世前期の石見国と益田氏」〔高根県古代文化センター研究論集一八「石見の中世領主の盛衰と東アジア海域世界」二〇一八年〕など。
- (2) (養和二年カ) 四月十二日河内国日代勾当法師某書状〔金剛寺文書〕『平安遺文』八一四〇二〇号。
- (3) 服部英雄「武士と荘園支配」〔山川出版社、二〇〇四年〕では、「埴」を河下しのための「堰切りの回数であろうか」としている(二四頁)が、これは「山より河に出すの行程」のことであることから「堰切りの回数」ではないと考えられる。
- (4) 『群書類従二四積家部』(統群書類従完成会) 所収。
- (5) 高橋修「中世前期の地域社会における領主と住民」〔中世武士団と地域社会』清文堂、二〇〇〇年、初出は一九九一年。
- (6) (貞応三年) 十月二十日行慈書状〔神護寺文書』『鎌倉遺文』五一三三〇一号)。
- (7) (貞応三年) 十月六日性円書状〔神護寺文書』『鎌倉遺文』五一三二九四号)。
- (8) 貞和四年四月二十二日天満宮造管入雑用銭注文案〔秦文書』『小浜市史』諸家文書編三秦文書九〇号) 白水智「中世山間庄園の生業と外部交流」〔中近世山村の生業と社会』吉川弘文館、二〇一八年、初出は一九九〇年)を参照。
- (9) 兵庫県立歴史博物館企画展史料集二三『播磨北部の生業と武士』(二〇〇四年) ほか、同書所収の解説、前田徹「中・近世六粟の産業と領主」も参照。
- (10) 佐々木一雄編『天山寺縁起絵巻』(稲葉書房、一九七一年) 所収。
- (11) 承久三年月日散位下部宿祢某下文〔益田實氏所蔵文書』一七号、田中大喜・

- 中島圭一・中司健一・西田友広・渡邊浩貴「益田實氏所蔵新出中世文書の紹介」〔国立歴史民俗博物館研究報告』二二二、二〇一八年)。
- (12) 前掲註(1) 西田論文。
- (13) 延応元年九月三日某下文・宝治元年五月日某下文〔大日本古文书』『益田家文書』一五・六号) 久留島典子「益田家文書における文書の集積と分散」〔東京大学史料編纂所研究紀要』三三二号、二〇二二年) 五六・五七頁。
- (14) 文永八年二月日高神社本殿造管記・文永九年九月七日高神社御興造管記〔高神社文書』田村憲美「文永九年山城国高神社造管流記について」〔鎌倉遺文研究』九、二〇〇二年) 所収。
- (15) 購入材・商品材・規格材という考え方には高橋一樹「中世権門寺社の材木調達にみる技術の社会的配置」〔国立歴史民俗博物館研究報告』一五七、二〇一〇年)を参照。
- (16) 大樽・小樽については盛本昌広「樽・材木の規格と木の種類」〔小野正敏ほか編『木材の中世』高志書院、二〇一五年)を参照。
- (17) 柚取材・注文材という考え方には前掲註(15) 高橋論文を参照。
- (18) 寄物慣行についてはさしあたり、新城常三「中世の海難」〔森克己博士古稀記念会編『対外関係と政治文化』二 吉川弘文館、一九七四年)を参照。
- (19) 享祿三年十月二十六日吉見氏老臣連署契約状〔大日本古文书』『益田家文書』三十一・二二号) 享祿三年十月三十日益田氏老臣連署契約状案〔大日本古文书』『益田家文書』四一八九九号)。
- (20) (天正十年カ) 益田藤兼書状〔益田高友家文書』『中世益田・益田氏関係史料集』(益田市・益田市教育委員会、二〇一六年、以下同じ) 七九一号) ほか、この文書と関連すると思われる天正十一年十一月二日おほけ名境定状写〔益田高友家文書』『中世益田・益田氏関係史料集』八一五号) には、益田氏の家臣が「材木取りの為と御越し」の際に、名の境界に関する裁決が行われたことが記されており、益田氏が材木生産に関与していたことが窺える。
- (21) 天正六年六月一日第一宮御宝殿御棟上之事置札・第一宮御造管御寄進引付置札〔宗像大社所蔵、『中世益田・益田氏関係史料集』七七三・七七四号) 前掲註(1) 中司論文。
- (22) 材木生産と領主との関係については前掲註(5) 高橋論文および高橋一樹「材木の調達・消費と武家権力」(前掲註(16) 書所収)を参照。
- (23) 前掲註(11) 史料。
- (24) 例えば、周防国石国荘では材木・摩敷板が、近江国朽木荘では樽が年貢として納められていた。嘉禎三年十一月日周防国石国荘沙汰人等重申状〔畿島野坂文書』『鎌倉遺文』七一五一九五号) 正安元年十一月八日雑掌看西和与状〔内閣文庫蔵朽木文書』『鎌倉遺文』二七一一〇二八八号)。

- (25) 文永六年四月十二日法橋範政書状〔益田金吾家文書〕『中世益田・益田氏関係史料集』二五号。
- (26) 前掲註(2)・(6) 史料。
- (27) 前掲註(20) 史料。
- (28) 前掲註(19) 史料。
- (29) 史料上では「落合」と表現されているが位置関係からすると、匹見川と高津川との合流点と考えてよいと思われる。
- (30) 延応二年四月二十六日北条重時書状〔益田實氏所藏文書〕一三号。前掲註(11) 論文所収)

付記

本稿は二〇一六～二〇一八年度にかけて実施された、国立歴史民俗博物館の共同研究「中世日本の地域社会における武家領主支配の研究」(研究代表者田中大喜) による研究成果であり、二〇一九年十一月に鳥根県益田市において開催された歴博フォーラム「中世益田の世界」における報告内容に基づくものである。『国立歴史民俗博物館研究報告』のための原稿として執筆したものであるが、共同研究のフィールドとなった地域への早期の成果還元という趣旨もあって、一般向けの『中世武家領主の世界 現地と文献・モノから探る』(田中大喜編、勉誠出版、二〇二一年) が先行して刊行されることとなった。このため内容的には重複するものとなっている点につき、ご了解をお願いしたい。

(東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇二二年一月二二日受付、二〇二三年一月二四日審査終了)